

□愛衛協 組合ニュース□

愛衛協 30-6 号
平成 31 年 3 月 20 日

第 56 回通常総会開催のご案内

下記の要領にて第 56 回通常総会を開催致します。

今回は総会後に公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団の藤波博氏をお招きし、特別講演会を開催致します。

また、市町村様へも特別講演会のご案内を予定しておりますので、ご多忙のことと存じますが、お誘い合わせの上、是非ともご出席を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 日時 2019 年 5 月 23 日 (木)
総 会 14:00 開会
特別講演会 15:30 開会
- 会場 名古屋東急ホテル 「栄の間」
名古屋市中区栄 4 丁目 6 番 8 号
- 特別講演会 「一般廃棄物の的確な処理について」(仮題)
講師：公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団
調査部長 藤原 博 氏

総会・特別講演会后、17 時より懇親会を開催致します。

- 会場 雅の間
- 会費 1 名様につき 10,000 円

※ 立食パーティー形式で懇親会を行います。どうぞお楽しみ下さい。

※ 当日のキャンセルは、会費 10,000 円を後日請求させていただきます。

以上

浄化槽法改正について

(一社)全国浄化槽団体連合会ホームページに、浄化槽法改正案骨子(案)が掲載されました。特に関係する事項をお知らせ致します。

詳細が判り次第、お知らせ致します。

また、愛知県は「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正することとなり、その内容についても判明次第お知らせ致します。

浄化槽法改正案骨子(案) (抄)

第一 衛生上有害な浄化槽の除却等に係る勧告及び命令制度の創設

一 既存単独処理浄化槽の除却等に係る勧告

都道府県知事は、既存単独処理浄化槽について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある既存単独処理浄化槽の除却その他の措置を勧告することができること。

二 既存単独処理浄化槽の除却等に係る命令

都道府県知事は、一の勧告を受けたものが正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、勧告に係る措置をとることを命ずることができること。

第二 公共浄化槽

一 公共浄化槽の管理

公共浄化槽の設置及び管理は、環境省令で定めるところにより作成した公共浄化槽整備計画に基づき、地方公共団体が行うものとする。

二 くみ取便所の改造義務

1 地方公共団体が公共浄化槽整備計画を作成し、これに基づいて地方公共団体が公共浄化槽を整備した区域(以下「公共浄化槽整備計画区域」という。)において、くみ取便所が設けられている建築物を所有するものは、3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共浄化槽に連結されたものに限る。)に改造しなければならないこと。

※公共浄化槽整備計画区域は、下水道処理区域・下水道処理予定区域を除くものとする。

2 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとするものに対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

三 公共浄化槽への接続義務化

1 接続義務

公共浄化槽整備計画区域において、当該区域内で単独浄化槽を設置する者は、3年以内に、し尿及び雑排水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないこと。

2 接続命令

地方公共団体の長は、1の規定に違反している者に対し、し尿及び雑排水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備の設置を命令することができること。

3 市町村は、1の排水設備を設置しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その設置に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

第三 浄化槽の使用休止の手続き及び清掃義務等の免除

一 浄化槽管理者は、建物の使用の停止に伴い浄化槽の使用を休止するときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

二 一により浄化槽の使用を休止した者について、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃の義務を免除すること。

※休止前に清掃を行うことが条件

第六 浄化槽管理士の資質の向上

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士の知識及び技術の維持に関する事項を追加すること。

2019年度 労働安全衛生各種講習会のご案内

2019年度労働安全衛生に関する各種講習会は添付の別紙にまとめましたのでご確認ください。詳しくはホームページまたは直接お問い合わせ下さい。

(公財)日本環境整備教育センター主催の浄化槽関係講習会は4月上旬に決定予定ですので、事務局にて確認でき次第お知らせ致します。

組合員変更

トヨタ衛生保繕株式会社 (平成 31 年 1 月より変更)

【新代表取締役】 齋藤 一幸 様

前代表取締役 杉本 芳政様は取締役会長にご就任されました。

株式会社山兼 (平成 31 年 2 月より変更)

【新代表取締役社長】 山本 泰久 様

碧南環境衛生株式会社 (平成 31 年 2 月より変更)

【新代表取締役】 苅谷 正基 様

東洋衛生株式会社 (平成 31 年 3 月より変更)

【新代表取締役】 田中 廣光 様



事務局からのお知らせ

平素は当組合の事業推進に格別なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

お陰様で皆様のご協力の下、平成 30 年度も終わろうとしております。

組合では次年度もいろいろな事業を行いたいと考えております。組合員様におかれましてはお忙しいと思いますが、ご参加の程宜しくお願い致します。

また、ご意見・ご要望等がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

次年度も何卒よろしくようお願い申し上げます。

愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26 (昭和ビル 5F)

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693